

お知らせ

まちのデータ

(令和6年(2024年)12月末日現在)

人口	2万4,954人	交通事故発生件数	(12月中、物損含む)
男	1万1,830人	有田川町	57件
女	1万3,124人	死者	0人 負傷1人
	1万654世帯	有田湯浅警察署調べ	

お問い合わせ
電話番号吉備庁舎
金屋庁舎
清水行政局 } 52-2111

23-0001 張絡出張
22-0351 出連出出
22-0254 山生郷諦
26-0001 城粟五安水
52-5356 A L E C (アレック)
53-1031
52-4730

52-5384 一場所
52-7855 収集
52-4882 セックス
52-3055 急患
52-5474 有田
090-7966-1697 子育て支援センター
52-8744 有田川町少年センター

税金

確定申告期限のお知らせ

申告所得税および復興特別所得税

の申告・納期限／3月17日(月)

個人事業者の消費税と地方消費税

の申告・納期限／3月31日(月)

贈与税の申告・納期限／3月17日(月)

問 湯浅税務署 ☎63・5351

便利な納付方法をご利用ください

国税の納付は、口座振替による納付・ダイレクト納付・スマホアプリを利用した納付など、金融機関や税務署などの窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

問 湯浅税務署 ☎63・5351

振替納税のご案内

納税には「振替納税」が便利で確実です。ぜひご利用ください。

申告所得税および復興特別所得税

の振替日／4月23日(水)

個人事業者の消費税と地方消費税

の振替日／4月30日(水)

問 湯浅税務署 ☎63・5351

医療

国民健康保険にご加入の皆さまへ
保険証の有効期限をご確認ください

保険証を紛失・破棄しないようにご注意ください

マイナンバーカードと健康保険証(以下「保険証」)の一体化に伴い、保険証は令和6年(2024年)12月2日(月)以降、新規発行・再発行ができなくなりました。

例年3月に保険証の更新により、新しい保険証を送付していましたが、今年度の送付はありません。令和6年(2024年)3月に令和7年(2025年)12月1日まで有効期限のある保険証を送付しています。

お手元にある有効な保険証は、保険証の記載内容に変更のない限り、有効期限まで引き続き使用できます。

間違って破棄しないようにご注意ください。

※転居・世帯の異動などで、保険証の記載内容が変更される場合には、有効期限前でも保険証は使用できなくなります。

※国民健康保険の加入・喪失手続きについては、今までと同様に届け出が必要です。就職・退職に伴って健康保険が変わる場合はお近くの窓口までお越しください。

※誤って破棄・紛失された場合は、

資格確認書または資格情報のお知らせを発行しますので、窓口にお越しください。

問 住民課(吉備庁舎)

政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。 ※実施7月以降

マイナ保険証での受診が困難な方(高齢の方・障害をお持ちの方など) → 申請いただくことで資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は こちらから検索 →

政府広報 マイナ保険証